

「働き方改革」で実現する 「ずっとここで働きたい。」 と思わせる職場づくりの勘所

参加費
無料

昨年6月に「働き方改革関連法」が成立。本年4月から有給休暇の取得義務化などがスタートしています。今後も残業時間の上限規制や「同一労働同一賃金」の適用などが目白押しで、経営者は待たなしの対応を迫られています。人手不足が続く状況での働きやすい職場とは？働く人の価値観が多様化した今、「ここで働き続けたい！」と思う職場とは？社労士がわかりやすく解説します。後半の対談では行政当局の担当者も交え、働き方改革関連法への対応についても考えます。



開催日

令和元年 **10/16** 水 13:00 ~ 15:20

●開場/12:30 ●個別相談会/15:20~

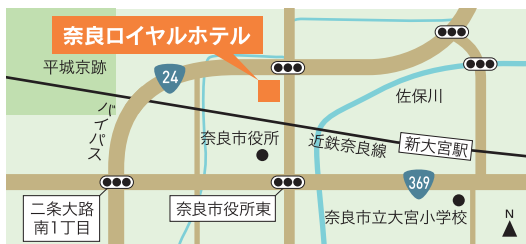
セミナー定員

100人 (申込順)

開催場所

奈良ロイヤルホテル ロイヤルホール

奈良市法華寺町254-1 TEL.0742-34-1131



●駐車場(セミナー開催時間内無料対応)

●シャトルバス臨時便

12:10 近鉄奈良駅(①番出口西へ関西みらい銀行前)

12:20 JR奈良駅(東口ロータリー一般車両乗降場)

12:30 ホテル着

セミナー当日には出張相談会
(予約不要・無料)も開催します!

セミナー内容

1

13:10~13:50

「働き方改革」で進める 魅力ある職場づくりのポイント

人を大切にし、生産性も高める職場づくり

講師

奈良働き方改革推進支援センター
社会保険労務士 岩井 秀之

2

13:50~14:30

“「ずっとここで働きたい」職場“の条件とは？

柔軟な働き方、仕事と育児・介護などとの両立ができる職場づくり

講師

奈良県社会保険労務士会
社会保険労務士 喜多村 裕彦

3

14:40~15:20

鼎談:「働き方改革関連法」への 企業経営者の対応

行政担当者に聴く!

法改正への対応で経営者に求めるもの!

パネリスト

奈良労働局 担当者
奈良県社会保険労務士会 社会保険労務士

〈主催〉奈良県社会保険労務士会

〈共催〉奈良働き方改革推進支援センター※ TEL.0742-23-3917

※厚生労働省 平成31年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業



参加申込み
は裏面へ

お申し込みはFAXでお願いいたします

奈良県社会保険労務士会 行 **FAX** 0742-23-3918

1 社労士会セミナー申込書

事業所名			
事業所住所・TEL			☎
参加者氏名	①	②	③

- 4名以上で申し込む場合は、コピーを利用してください。
- 受講票は発行いたしませんので、当日そのまま会場にお越しください。
- 収集した個人情報とは事業実施以外の用途には利用しません。

2 個別相談のお申込み

セミナー当日、個別相談会を開催します。

- ご希望の有無に○をしてください。
- 個別相談に予約は不要です。当日のお申込みでも相談をお受けします。



個別相談希望	あり	・	なし
--------	----	---	----

3 専門家派遣のお申込み

専門家を派遣し個別のご相談をお受けします。

- ご希望の有無に○をしてください。
- ご希望ある場合、あらためてご連絡をさせていただきます。



専門家派遣希望	あり	・	なし
専門家派遣についての説明を希望	あり	・	なし

●ご相談内容(例)

年次有給休暇、労働時間管理、36協定、長時間労働の是正、就業規則、生産性向上、非正規社員の処遇(同一労働同一賃金)、人手不足への対応、助成金活用、その他労務全般に関するご相談、など

■このチラシの入手経路(該当に☑してください)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 社労士 | <input type="checkbox"/> 働き方改革推進支援センター |
| <input type="checkbox"/> 奈良労働局(労働基準監督署・ハローワーク) | <input type="checkbox"/> 市役所・町村役場 |
| <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会 | <input type="checkbox"/> その他() |

お問い合わせ先

奈良働き方改革推進支援センター

☎0120-414-811 ☎0742-23-3917

